

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年5月2日付け25生福第551号で行った公文書一部開示決定における開示決定の日から開示を実施した日までの期間は妥当であるが、開示の日時を指定する場合は、開示請求者との事前調整に努めるよう実施機関に要望する。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成25年4月18日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇との業務委託契約書、有料老人ホーム「〇〇〇〇〇〇〇」が入居者と結んでいる入居契約書、高齢福祉課が有料老人ホーム「〇〇〇〇〇〇〇」に行った指導等にかかわる文書」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書を特定し、平成25年5月2日付けで、「入居者契約書」他1件についてすべてを開示するとの決定、「有料老人ホームの定期検査の結果について（通知）」について「業務委託契約の相手方及び委託料の割合」が条例第7条第3号に該当するとして一部開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）、及び「〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇との業務委託契約書」について取得していないため保有していないとの理由で不開示にするとの決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年5月28日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成25年5月16日を開示の日時としたことは、条例第16条の「開示決定したときは、速やかに、公文書を開示する」に反しているので、今後は開示決定した5日以内に公文書を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合するとおおむね次のとおりである。

- (1) 文書枚数5枚、不開示部分が3か所の公文書の開示・不開示決定に2週間を要した上に、決定からさらに2週間かけて開示を実施していることは不当である。
- (2) 決定からさらに2週間もかけて開示しているということは、決定後に公文書の内容を確認して不開示部分を決めていたとしか思えない。
- (3) 条例第16条で「速やかに」としか記載されていないことを理由に、開示決定から14日や1か月後に開示を実施しても問題にならないのであれば、条例に不備がある

といえる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分に関する説明は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合するとおおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る経過について

平成25年4月18日付け本件開示請求に対し、同年5月2日に公文書開示決定、公文書一部開示決定及び公文書不開示決定を行った。その際、開示の日時を同年5月16日に指定して通知し、同日情報公開窓口にて公文書の開示を実施した。

2 開示の日時の指定について

(1) 担当課である保健福祉部高齢福祉課では、老人福祉法、虐待防止法、介護保険法に関する業務を行っている。本件開示請求に係る決定を行う時点において、前記三法に関連して高齢者の身体・生命に係る事案が進行中であり、その状況を踏まえながら本件開示請求に対応する必要があった。当該事案は、状況により関係各課室及び関係市町村も含めた緊急対応も必要な案件であったことから、本件開示請求と当該事案との対応の重複を避ける観点から当該事案がある程度落ち着くことが予想される期間を空ける必要があった。

(2) 開示決定から実際の開示までの期間については、条例第16条第1項において「(略)開示決定をしたときは、速やかに(略)開示しなければならない」と規定されているが、「速やかに」の具体的日数の規定がないことから、2週間程度は許容範囲であると解した。

(3) 本件開示請求においては開示請求者に連絡することなく日時を指定したが、本異議申立て以降にあった公文書開示請求においては、開示請求者と調整の上、できるだけ早い日時に開示するよう努めている。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ての趣旨は、開示決定の日から開示を実施した日までの期間が長く不当であるというものであり、当該期間の妥当性を審査対象として、以下検討する。

なお、異議申立人は指定された日にすでに公文書の開示を受けており、本件開示請求の目的を達していると認められるが、実施機関に対し開示の実施に関する事務処理の改善を求めていることを踏まえ、情報公開制度の適正な運営に資するため検討するものである。

2 開示決定の日から開示を実施した日までの期間の妥当性について

条例第16条第1項は公文書の開示の実施について定めたものであり、実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る公文書を開示しなければならないとしている。一般的に「速やかに」とは、「できるだけ早く」のように、訓示的な意味を持つものとして使われるものである。公文書の開示においては、安易にその実施を遅らせるような対応は避けるべきであるが、通常

開示請求者が情報公開窓口に来庁し、実施機関の担当職員が開示請求者に対して公文書を提示し、必要に応じて当該公文書の内容等について説明を行うものであることから、その性質上、開示請求者のみならず実施機関の都合を考慮することも不合理に遅らせるのでなければ許されるものと解される。

実施機関は、本件処分を行う時点で、高齢者の身体・生命に係る事案が進行中であり、その経過を考慮したため開示の実施日が14日後になったと説明する。

審査会は実施機関に当該事案の詳細な内容について説明を求め、本件開示請求の対象となった施設とは別の有料老人ホームにおける慎重な対応が求められる事案であり、平成25年4月上旬から5月中旬にかけて当該事案に関する業務が継続していたとの回答を得た。また、実施機関からは、有料老人ホームの指導・監督に関する業務は担当課内の係員2名のみが行っているという業務体制について説明があった。これらの事情を考慮すると、実施機関ができる限り早期に開示を実施する努力を怠ったと断定することはできず、実施機関の対応が不適切であったとまでは言えない。

しかしながら、開示の実施を先行させた上で公文書の内容に関する説明を後日改めて行うようにするなど、より早期に開示を実施する方法を検討することなく一方的に開示の日時を指定したことは、丁寧さに欠ける対応であったと言わざるを得ない。開示の日時を指定する場合は、開示請求者に事前に連絡を取り、互いに都合のよい日時とすることが望ましく、実施機関には今後の丁寧な対応を要望する。

なお、異議申立人は、実施機関が開示決定をした後に公文書を特定し、内容を確認していたため、開示の実施までに時間がかかったと思われる旨主張しているが、公文書一部開示決定通知書の様式には、「公文書の件名」や「開示しない部分」を記載する部分があり、本件処分に係る公文書一部開示決定通知書にもそれらが具体的に記載されていることから、開示決定前に公文書の特定及び当該公文書の審査を行ったという実施機関の説明に特に不審な点はないと認められる。

3 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年6月4日	・ 諮問書受付
平成25年6月5日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年7月2日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成25年7月3日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成25年7月5日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成26年4月16日 (第219回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成26年5月21日 (第220回審査会)	・ 異議申立人から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成26年6月18日 (第221回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成26年7月16日 (第222回審査会)	・ 審議
平成26年8月25日 (第223回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長